

移動式クレーンに係る労働災害防止対策のために

沖縄労働局

1 近年の現状等

沖縄県内における令和2年中の移動式クレーンの転倒災害は6件(全て「積載型小型移動式クレーン(つり上げ荷重5トン未満)車」)、ジブ(アーム)の折損等も加えると10件発生しており、さらに移動式クレーンを起因物とする死亡や休業4日以上を伴う災害は平成27年以降、毎年10件以上発生しています。

表1 移動式クレーン転倒事故等に係る件数

	H29	H30	H31/R1	R2
転倒	3	4	2	6
(内、小型)		1		6
ジブ折損等	3	2	3	4

表2 移動式クレーンを起因物とする労働災害の発生状況

年	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2
件数	13	10	11	12	14	10

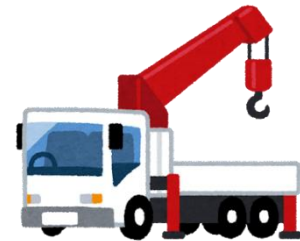
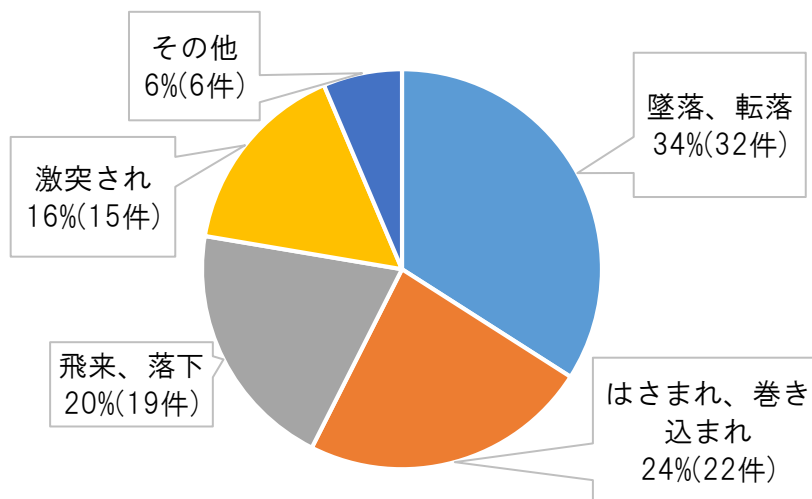


表3 H22-R1までの94件(休業4日以上)の移動式クレーンを起因物とする労働災害の事故の型別の内訳



2 傾向と対策

幅広い業種において利用されている荷台を併せ持つ「積載型小型移動式クレーン(つり上げ荷重5トン未満)車」を含め移動式クレーンの転倒は死亡等の重大災害につながるだけでなく近隣にも多大な影響を及ぼします。

移動式クレーンによる労働災害を防止するための荷台等からの墜落防止や資格者による作業等要点をまとめたのでご確認ください。

移動式クレーンに係る日常管理等

購入

- ・ 釣り上げ荷重3トン以上の移動式クレーンは製造時検査又は使用検査に合格し、(所轄)都道府県労働局長による検査証の発行が必要です(有効期間2年)!
- ・ また使用時には検査証を備え付けて下さい。
- ・ 併せて、所轄労働基準監督署長へ設置報告書の提出が必要です。

点検等

- ・ 適正な稼働を確保するため1年に1回、及び、毎月、定期に自主検査の実施が必要です。作業開始前点検も実施して下さい。
- ・ 検査結果等により必要な補修は直ちに行ってください。
- ・ フックの外れ止めやワイヤーロープの点検、安全装置等の適正稼働の確認を!

移動式クレーンに係る作業開始まで

作業計画

- ・ 作業計画を立て、危険箇所や立入制限、担当の業務分担の共通確認を実施。※作業前にも変更がないか確認!
- ・ 合図についても、その都度事前確認すること。

資格等確認

- ・ 各担当者の小型移動式クレーン運転技能講習(釣り上げ荷重5トン未満)、玉掛け技能講習(釣り上げ荷重1トン以上)など必要な資格の修了証を確認。
- ・ 作業開始前に保護帽の着用、安全靴など服装等の確認。
- ・ 天候(雨、風等)の確認して作業開始の可否確認。

移動式クレーン設置等

- ・ 原則、アウトリガーの最大張り出しによる設置。敷板等による安定の確保を。
- ・ 計画通りの作業が可能か確認(過荷重の防止、ワイヤーロープやつり具の適正選択と使用、安全装置の適正稼働、旋回・作業範囲の障害物の排除や感電対策)
- ・ 荷台、クレーン、荷下ろし(荷揚げ)周辺の事前整理・清掃により、墜落・転倒防止を

移動式クレーンに係る作業時 ほか

作業時

- ・ 天候や作業の変更では、その都度、関係者で作業手順等の確認を。
- ・ 場合により、中止の判断も必要です。
- ・ 一本吊りは原則禁止です。
- ・ 荷台等からの昇降時の転落にも注意を。

参考

- ・ バックホウ等建設重機の「クレーン機能(釣り上げ荷重5トン未満)」を使用する際は、「クレーンモード」に切り替えて、小型移動式クレーン技能講習修了者が操作しないと違法です。
- ・ 移動式クレーンの転倒、ジブの折損、ワイヤーロープの切断が発生したときは被災者の有無にかかわらず、労働基準監督署へ報告が必要です。

